

議員提出議案第2号

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者

19番 落合 勝利

25番 川名 ゆうじ

1番 堀内 まさし

4番 深田 貴美子

13番 笹岡 ゆうこ

16番 小美濃 安弘

20番 橋本 しげき

24番 西園寺 みきこ

武蔵野市議会議長 本間 まさよ 殿

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和31年9月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(傍聴) 第15条 (略) 2 (略)	(傍聴) 第15条 (略) 2 (略) <u>3 前項の規定により退場させられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。</u>	項の追加

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

退場を命ぜられた傍聴人の当日の再入場に関する規定について、武蔵野市議会傍聴規則（昭和55年9月武蔵野市議会規則第1号）の規定に準じて定めるものである。